

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【公表番号】特表2015-534133(P2015-534133A)

【公表日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-074

【出願番号】特願2015-538415(P2015-538415)

【国際特許分類】

G 0 2 B	21/06	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 5 B	33/28	(2006.01)
F 2 1 S	2/00	(2016.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)
F 2 1 Y	115/20	(2016.01)

【F I】

G 0 2 B	21/06	
H 0 5 B	33/14	A
H 0 5 B	33/28	
F 2 1 S	2/00	6 0 0
F 2 1 Y	101:02	
F 2 1 Y	105:00	1 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月28日(2015.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

前記少なくとも1つの第2照明源(103、603)は、平面又は曲面として構成されること、

該少なくとも1つの第2照明源(103、603)は、前記照明光路に設けられる光学要素(102、105、602、605)の表面に設けられること

を特徴とする請求項1～5の何れかに記載の照明装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

この課題は、請求項1の特徴を有する照明装置によって及びこのような装置を備えて構成される請求項11の特徴を有する顕微鏡又はマクロスコープによって解決される。

即ち、上記の課題を解決するために、本発明の第1の視点により、光学装置又は顕微鏡又はマクロスコープのための照明装置が提供される。該照明装置においては、第1照明源から放射される光が、照明光路を介して、対象面に配置される照明されるべき対象に照射される。更に、該照明装置は、前記照明光路に配置可能に構成された少なくとも1つの第2照明源を備える。更に、該照明装置において、前記第2照明源は、透明ないし半透明であってかつ自己発光的に構成され、前記第1照明源から放射される光を少なくとも部分的

に透過させる。更に、該照明装置において、前記照明されるべき対象を有する前記対象面は、前記第1照明源によっても前記第2照明源によっても照明される（形態1・第1基本構成）。

更に、上記の課題を解決するために、本発明の第2の視点により、本発明の照明装置を有する顕微鏡又はマクロスコープが提供される（形態11・第2基本構成）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明の有利な実施形態は從属請求項の対象である。

（形態1）上記第1基本構成参照。

（形態2）上記の照明装置において、前記少なくとも1つの第2照明源は、自己発光層として構成されることが好ましい。

（形態3）上記の照明装置において、前記少なくとも1つの第2照明源は、エレクトロルミネセンス層として構成されることが好ましい。

（形態4）上記の照明装置において、前記少なくとも1つの第2照明源は、OLED又はTOLLEDとして構成されることが好ましい。

（形態5）上記の照明装置において、前記少なくとも1つの第2照明源は、前記照明光路のアパーチャ面又は中間像面又は該アパーチャ面の近傍又は該中間像面の近傍に形成されることが好ましい。

（形態6）上記の照明装置において、前記少なくとも1つの第2照明源は、平面又は曲面として構成されること、

該少なくとも1つの第2照明源は、とりわけ前記照明光路に設けられる光学要素の表面上に設けられることが好ましい。

（形態7）上記の照明装置において、前記第2照明源は、位置依存的照明補正を利用可能にするための個別に制御可能な複数の領域を備えて構成されることが好ましい。

（形態8）上記の照明装置において、前記少なくとも1つの自己発光層の前記個別に制御可能な複数の領域を個別に電気的に制御するための手段を備えることが好ましい。

（形態9）上記の照明装置において、前記第2照明源は、当該照明装置によって生成される色温度に適合するよう構成されることが好ましい。

（形態10）上記の照明装置において、前記第2照明源は、当該照明装置によって生成される明るさ分布における不均一性を補償するよう構成されることが好ましい。

（形態11）上記第2基本構成参照。

（形態12）上記形態11の顕微鏡又はマクロスコープは、少なくとも2つの部分顕微鏡を有する比較顕微鏡として構成されること、

少なくとも1つの部分顕微鏡又は全ての部分顕微鏡は、上記形態1～10の何れかの照明装置を備えて構成されることが好ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

以下に、本発明の好ましい実施例を添付の図面を参照して詳細に説明する。なお、特許請求の範囲に付した図面参照符号は専ら発明の理解を助けるためのものであり、本発明を図示の態様に限定することを意図していない。

【手続補正5】

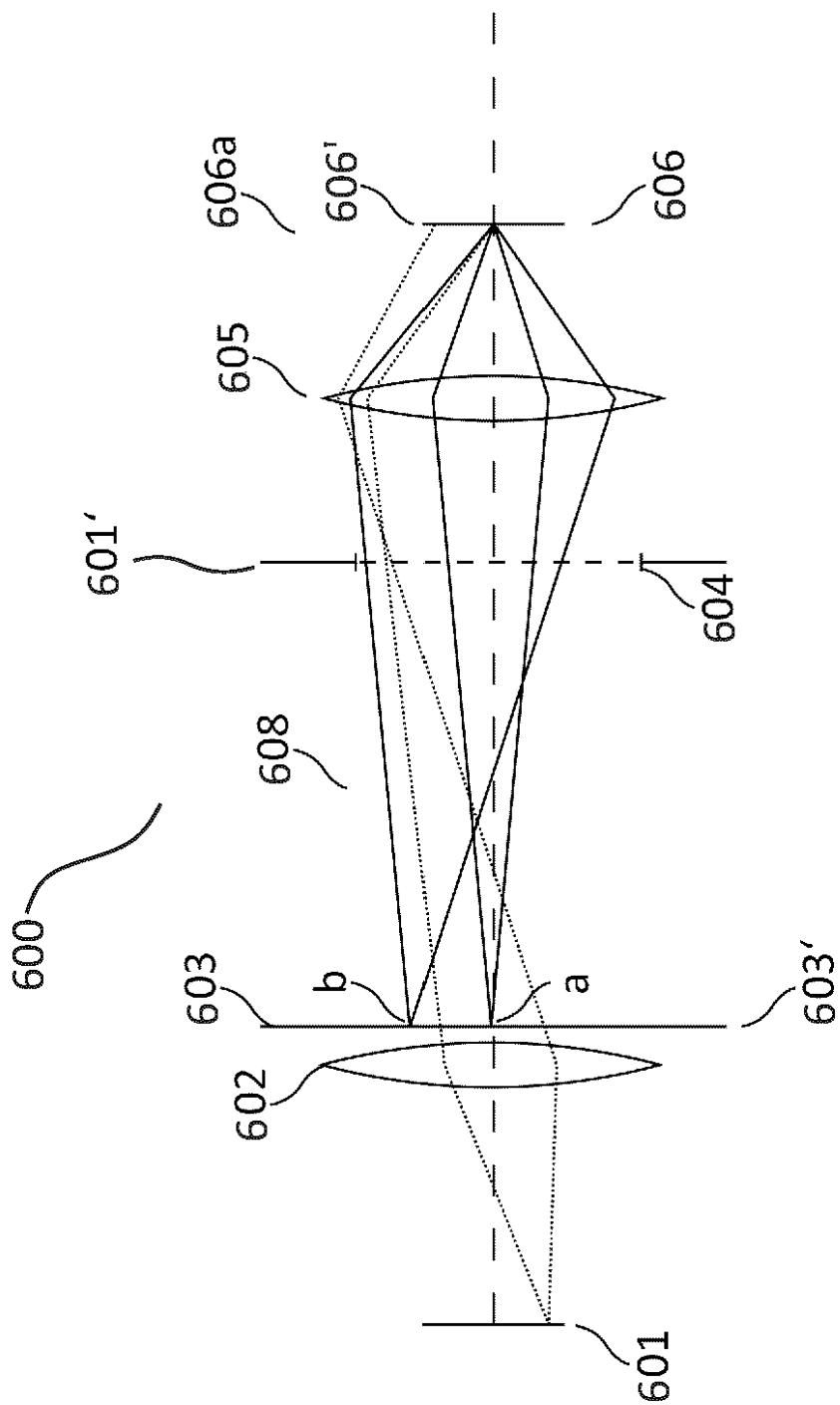
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 6】



【手続補正 6】

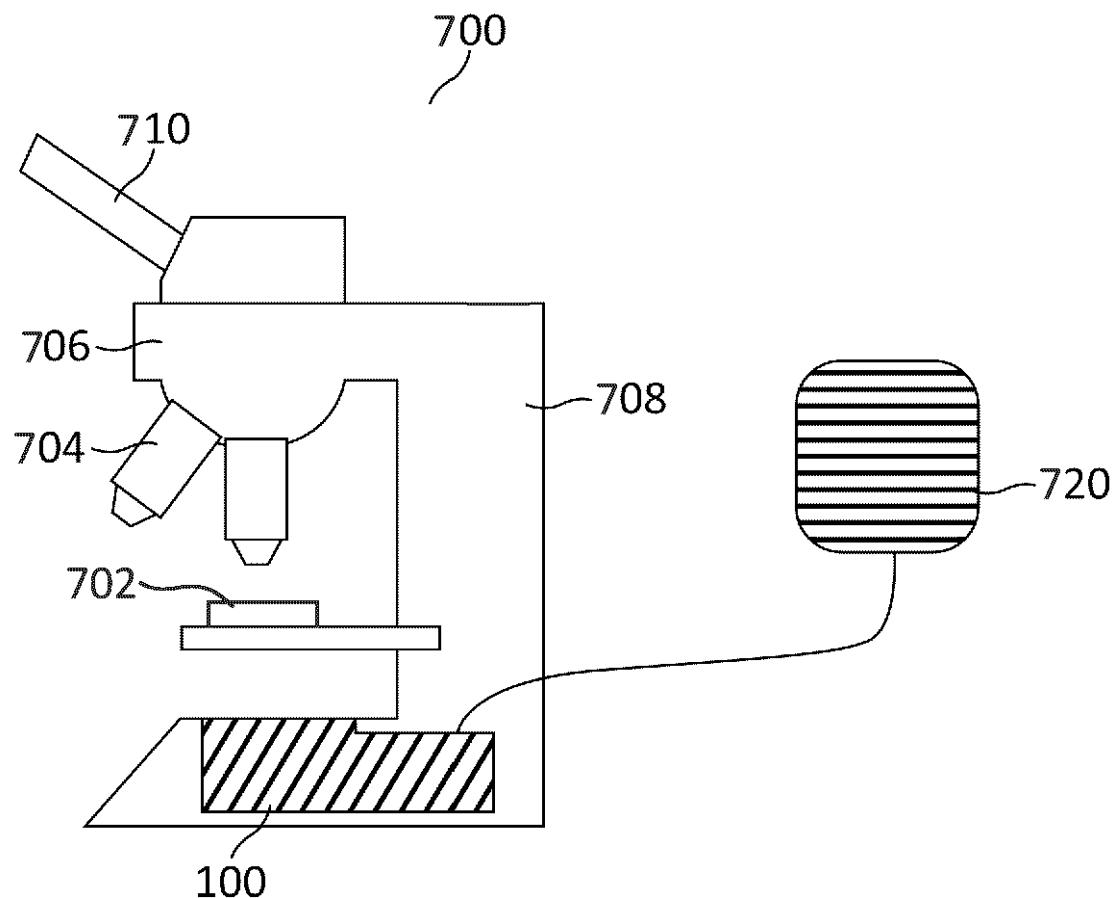
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 7】



【手続補正 7】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 8】

